

一般社団法人 埼玉県山岳・スポーツクライミング協会

理事等の定年に関する規程

一般社団法人埼玉県山岳・スポーツクライミング協会（以下「本法人」という。）は、理事等の定年制につき、以下の事項を定める。

第1条 理事及び監事の定年制

理事及び監事は、就任時においてその年齢が満75才未満でなければならない。任期期間中に満75才に達した場合については、当該任期終了もしくは退任までは理事もしくは監事としての権利義務を有するが、それ以後の再任は認めないものとする。

令和2年12月9日 第5回理事会承認